

中央家畜衛生広報

福島県中央家畜保健衛生所

〒963-6311 石川郡玉川村大字岩法寺字新屋敷114-12

TEL 0247-57-6131 FAX 0247-57-6144

死亡牛搬入専用TEL: 090-5844-5300

E-mail kaho.lhs08@pref.fukushima.lg.jp



令和2年3月

家畜伝染病予防法に基づく定期報告について

家畜伝染病予防法第12条の4により、家畜の所有者は毎年家畜の飼養状況及び衛生管理状況等について、県知事に報告することが**義務**づけられています。

令和2年2月1日現在の報告について、期限内の提出をよろしくお願いいたします。

【提出期限】

- 牛、馬、めん羊、山羊、豚、いのしし : 4月15日
- 鶏、あひる、だちょう、ほろほろ鳥、七面鳥 : 6月15日

【提出先】

- 中央家畜保健衛生所
石川郡玉川村大字岩法寺字新屋敷114-12
FAX 0247-57-6144
(表裏両面ありますので、FAXの場合はご注意ください)
- 各市町村 畜産担当課
- 各所属 畜産団体

国内のCSF（豚熱）発生状況

令和2年1月8日、沖縄県うるま市の農場で国内52例目のCSFの発生が確認され、58例目まで沖縄県内で相次いで発生が確認されています（3月23日現在）。

ウイルスの侵入経路の要因として、**加熱不十分な食品残さの可能性**が考えられます。

飼養者の皆様は、**引き続き飼養衛生管理基準の遵守を徹底し、異状時の早期発見・早期通報**をお願いします。

鳥インフルエンザ発生状況

今年度、国内では愛媛県、栃木県、奈良県、島根県で野鳥の糞便から低病原性鳥インフルエンザが検出されました。

国内の家きん農場での鳥インフルエンザの発生はありませんが、中国湖南省では令和2年1月に高病原性鳥インフルエンザの発生が報告されています。

まもなく春が近づき日本に飛来した野鳥が海外へ戻る時期となるため、引き続き、ウイルス侵入防止対策をお願いします。

〈小規模家きん農場における取り組み事例〉 農林水産省より引用



漁網やネット等を活用した野生動物の侵入防止対策



消石灰の散布や踏込消毒槽の設置による消毒の徹底



寒冷対策を兼ね、シートを張った野生動物の侵入防止対策

来年度のBSE受付体制について

令和2年4月1日より、BSE検査対象死亡牛の受付日と受付時間を下記のとおり変更します。ご理解・ご協力いただけますようお願い申し上げます。

変更前：月～土曜日の8：30～16：00



変更後：月～**金**曜日の**9：00**～16：00

和牛の精液・受精卵の帳簿の備付け

家畜人工授精および受精卵移植業務に関わる皆様へ

平成30年6月、和牛の精液・受精卵が不正に海外に持ち出される事案が確認されました。また、令和2年3月、複数の県における血統不一致の和牛の流通が報道されています。再発防止を図るためには、関係者が一体となって流通管理を徹底する必要があります。そこで、精液等の不正流通が発覚した際、迅速な対応が可能となるよう、譲受・譲渡に関する帳簿の備付けをお願いします。

記載する内容（帳簿の様式は下の図を参考にしてください）

- ①譲受・譲渡等の年月日
- ②相手方の氏名又は名称及び住所
- ③本数及び証明書番号

精液・受精卵等の帳簿(例)

1 精液の譲受・譲渡記録簿

- (1) 種雄牛名号 浦田博 (黒999999)
- (2) 導入年月日 H22.8.31
- (3) 購入元名称 ○○農協××支所
- (4) 住所・連絡先 ○○県××市△△町1-2-3
- (5) 証明書番号 100201~100215
- (6) 導入本数 15 本

・購入元の内容を記入。
・「生産」の場合は(2)を「採種年月日」とし、(3)及び(4)は省略。

【参考】

製造元:伊藤種畜場
(フィールド検定中)

譲渡等年月日	譲渡等区分	証明書番号	譲渡本数	在庫本数	譲渡等の相手先		備考
					氏名又は名称	住所等	
1 H22.9.7	AI	100201	1	14	大竹 匡一	東京都○○市××町123	♀3333
2 H22.9.12	AI	100202	1	13	小野寺健二	神奈川県××市○○町1	♀1234
3 H22.9.27	AI	100203	1	12	佐野 弘三	東京都○○市△△町456	♀5678
4 H22.9.28	販売	100204~100208	5	7	水田家畜人工授精所	長崎県○○市××町123	
5 H22.10.11	AI	100209	1	6	大竹 匡一	東京都○○市××町123	♀3333
6 H30.4.1	検査	100210	1	5	—	—	30+++
7 H31.4.1	廃棄	100211~100215	5	0	—	—	在庫処分
8							

「AI」「販売」「検査」「廃棄」「紛失」等

2 受精卵の譲受・譲渡記録簿

- (1) ドナー名号 第1ひろこ
- (2) 種雄牛名号 恵理丸(黒頭88888)
- (3) 導入年月日 R1.7.28
- (4) 購入元名称 ○○家畜診療所
- (5) 住所・連絡先 ××県○○市△△町4-5
- (6) 証明書番号 2019-20-1 ~ 2019-20-8
- (7) 導入本数 8 本

・購入元の内容を記入。
・「生産」の場合は(2)を「生産年月日」とし、(3)及び(4)は省略。

【参考】

保存方法:ダイレクト
融解方法:エアソーイング6秒後、30℃のお湯で融解。

譲渡等年月日	譲渡等区分	証明書番号	譲渡本数	在庫本数	譲渡等の相手先		備考
					氏名又は名称	住所等	
1 R1.8.3	ET	2019-20-1	1	7	小野寺健二	神奈川県××市○○町1	♀3344(黒毛経産)
2 R1.8.7	ET	2019-20-2	1	6	井迫 四太	東京都○○市□□町987	♀7788(ホル経産)
3 R1.8.14	ET	2019-20-3	1	5	佐野 弘三	東京都○○市△△町456	♀5566(黒毛経産)
4 R1.8.20	販売	2019-20-4~6	3	2	水田家畜人工授精所	長崎県○○市××町123	
5 R1.8.22	ET	2019-20-7	1	1	大久保 五朗	東京都○○市○○町654	培養(7hr)、♀6677(ホル未經)
6 R1.8.25	ET	2019-20-8	1	0	大竹 匡一	東京都○○市××町123	♀1122(黒毛経産)
7							

家畜人工授精用精液や家畜の体内・体外受精卵の「保管」は、家畜改良増殖法上の「処理」に該当するため、家畜人工授精所の開設をしていない畜産経営者は、自らの雌畜に利用することを目的とする場合を除き、精液等を保管することが認められていません。

このため、精液等を他者に譲渡したり、他者の雌畜に利用する場合は、**家畜人工授精所の開設許可を家畜保健衛生所に申請してください。**

家畜排せつ物の適正な管理と記録を

【管理】

家畜排せつ物は、堆肥化してから耕地に還元することにより、未処理のまま還元する場合と比べ水分や悪臭が減少し取り扱いしやすくなることに加え、**発酵過程における発熱により雑草の種子、寄生虫、病原体等の死滅効果が期待**されます。

臭気対策や汚水対策が一層重要になっていることから、家畜排せつ物の特徴に合わせて副資材（籾殻、オガなど）を有効に活用するとともに十分な発酵を促すため水分調整や切り返しを行い**良質**な堆肥を生産しましょう。

生糞、堆肥の野積みは汚水の流出・地下浸透の原因となります。堆肥舎等適切な施設で管理してください。

【記録】

家畜排せつ物を適切に管理するためには、排せつ物の発生量や利用量を的確に把握しておくことが必要です。そのため、「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」の規定による「管理の方法に関する基準」においても、**家畜排せつ物の年間の発生量、処理の方法及び処理の方法別の数量について記録を行うことが定められています。**

家畜排せつ物の年間の発生量は、1頭羽当たりの標準的な年間排せつ物量(重量ベース)に、農場の平均的な飼養頭羽数を乗じる方法で推定が可能です。また、記録期間の「年間」は、年度(4月1日～)、暦年(1月1日～)または畜産統計(2月1日～)のほか、各経営体で設定して構いません。

記録用紙の例

1 記録対象期間 _____ 年 月 日 ~ _____ 年 月 日

2 年間の家畜排せつ物の発生量 (単位: t/年)

項目	平均飼養頭数(頭・羽) ①	1頭当たりの排せつ物量		1年当たりの排せつ物量		
		ふん ②	尿 ③	ふん ④ (①×②)	尿 ⑤ (①×③)	合計 ⑥ (④+⑤)
乳用牛	搾乳牛		16.6	4.9		
	乾・未経産牛		10.8	2.2		
	育成牛		6.5	2.4		
肉用牛	2歳未満		6.5	2.4		
	2歳以上		7.3	2.4		
	乳用種・F1		6.6	2.6		
養豚	肥育豚		0.77	1.39		
	繁殖豚		1.20	2.56		
採卵鶏	雛		0.0215			
	成鶏		0.0496			
ブロイラー			0.0475			
馬			8.4	1.8		
合計						

注1: 平均飼養頭数は、期間中に大幅な変動がない場合、当該年の2月1日現在の頭羽数を記入する。

3 処理方法及び処理の方法別の数量

処理方法	割合	
	ふん	尿
① 自家処理し、自己の経営内で利用	割	割
② 自家又は経営外で処理し、経営外で利用	割	割
③ 浄化処理施設で処理	割	割
④ 焼却施設で処理	割	割
⑤ その他 ()	割	割
合計	10割	10割

注1: ②は、堆肥センター等の共同処理施設、耕種農家等に譲渡したものについて記入する。

注2: ふん尿混合で処理を行っている場合は、固形物として処理しているものはふん、液状物として処理しているものは尿に記入する。

注3: 割合は、過去1年間の処理方法に基づいて記入する。

牛、馬は6ヶ月齢未満、豚は3ヶ月齢未満、鶏は2日齢未満は頭数にカウントしない。ただし、

肉用牛繁殖経営で出荷することが確実な子牛は、カウントしない。

乳牛の育成牛(6ヶ月未満のものも含めて)は、実頭数に1/3をかけて得た数を飼養頭数とする。

家畜排せつ物の管理については、景観への配慮やハエの発生防止など、地域へのお心遣いもお願いします。